(六)　受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該フィリピン人就労介護福祉士候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

三　フィリピン人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関

フィリピン人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。ただし、フィリピン厚生労働省告示第二の三の2の(1)ただし書に規定する者にあっては、1の(二)に該当することを要しない。

1　［略］

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等、ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例ベトナム人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の留学又は就学に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(五)　略

(六)　受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているフィリピン人就労介護福祉士候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該フィリピン人就労介護福祉士候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

三　フィリピン人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関

フィリピン人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　［同上］

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等、ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例ベトナム人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の留学又は就学に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(五)　同上

四　フィリピン人看護師及びその受入れ機関

フィリピン人看護師及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　［略］

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等、ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例ベトナム人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(四)　略

(五)　受け入れているフィリピン人看護師との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているフィリピン人看護師が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているフィリピン人看護師が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該フィリピン人看護師の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

四　フィリピン人看護師及びその受入れ機関

フィリピン人看護師及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　［同上］

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等、ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例ベトナム人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(四)　同上

(五)　受け入れているフィリピン人看護師との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているフィリピン人看護師が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているフィリピン人看護師が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該フィリピン人看護師の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。